

株式会社 テーオーシー 定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当会社は、株式会社テーオーシーと称し、英文では T O C C o., L t d. と表示する。

第 2 条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 貸ビルその他不動産の所有、賃貸、管理、売買および仲介。
- (2) 医薬品、動物用医薬品、医薬部外品、化粧品、香料、食品、食品添加物、飼料添加物、化学薬品、工業薬品、農薬その他各種薬品類の製造売買ならびに輸出、輸入。
- (3) 展示場、会議室、駐車場等の経営、賃貸および管理。
- (4) 倉庫業の経営、飲食店、衣料品店、雑貨店の経営ならびに請負、タバコの販売。
- (5) 水泳プール等のスポーツ施設の経営、管理およびこれらに関連する用品、用具の販売ならびに会員権等の売買。
- (6) 温泉施設、温浴施設の経営およびコンサルティングならびにこれらに関連する用品等の販売。
- (7) ドライクリーニング業、ランドリー業およびリネンサプライ業。
- (8) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業。
- (9) 衣料品、日用品雑貨、室内装飾品、装身具類の輸出、輸入、販売および販売請負、古物の売買。
- (10) 旅館、ホテル、老人ホーム、会員制保養所等の経営および管理。
- (11) 建築物の設計・監理。
- (12) 建物の維持管理および清掃。
- (13) 建築資材の販売および室内装飾工事の設計、施工の請負。
- (14) ベンチャー企業およびベンチャーキャピタルへの投資およびコンサルティング。
- (15) コンピュータシステムおよびソフトウェアの企画、開発、販売ならびに保守。
- (16) コンピュータネットワークシステムの企画、開発、管理、運営。
- (17) コンピュータネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務の受託および代行。
- (18) インターネットを利用した商取引、電子商取引ならびに仲介業務。
- (19) インターネットを利用した商取引、電子商取引ならびに決済システムの開発・運用・提供。
- (20) インターネットを利用した各種情報処理および各種情報提供サービス業務。
- (21) 広告の企画、制作ならびに広告代理業。
- (22) 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買。
- (23) 信託受益権の保有、売買及び仲介。

- (24) 有価証券の保有及び運用。
- (25) 前各号の事業に関連する投資、融資。
- (26) その他前各号に付帯する一切の事業。

第 3 条（本店の所在地）

当会社は本店を東京都品川区に置く。

第 4 条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 5 条（公告方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。

- 2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 6 条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は 547,517,000 株とする。

第 7 条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第 8 条（単元株式数）

当会社の単元株式数は 100 株とする。

第 9 条（単元未満株主の売渡請求）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売渡すこと（以下「買増し」という。）を請求することができる。

- 2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

第10条（単元未満株主の権利）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

第11条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。
- 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社では取扱わない。

第12条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料等は、法令またはこの定款に定めるもののほか取締役会において定める「株式取扱規程」による。

第13条（基準日）

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2. 前項にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によって、予め公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

第3章 株主総会

第14条（招集）

定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

- 2. 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
- 3. 株主総会は、本店所在地、東京都千代田区、東京都江東区および東京都台東区において招集する。

第15条（議長）

株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取

締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

【附則に基づく削除前の変更前定款第17条】

第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

【附則が定める日に発効する変更後定款第17条】

第17条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第18条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

この場合には株主または代理人は総会毎に、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第19条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役

第20条（取締役の員数および選任）

当会社の取締役は11名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議には議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主

が出席して、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（役付取締役）

当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副会長、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役をそれぞれ若干名選定することができる。

第23条（代表取締役）

取締役社長は代表取締役とする。ただし、取締役社長のほか、必要に応じて取締役会の決議によって、他の取締役の中から代表取締役を選定することができる。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

第24条（取締役会の招集者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し議長となる。取締役会長が欠員のときまたは取締役会長に事故があるときは、取締役社長が招集し、議長となり、取締役社長にも事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し議長となる。

第25条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第26条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

第27条（取締役会の決議の省略）

当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第28条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

2. 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

第29条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第30条（取締役の責任免除）

当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

第31条（監査役の員数および選任）

当会社の監査役は4名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。

第32条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第33条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

第34条（監査役会の招集）

監査役会の招集は、各監査役に対し、会日より3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

第35条（監査役会の決議）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第36条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領および結果ならびその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

2. 監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

第37条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第38条（監査役の責任免除）

当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、社外監査との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

第39条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第40条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第41条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

第42条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第43条（期末配当金）

当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払うものとする。

第44条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第45条（除斥期間および未払配当金の利息）

期末配当金または中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

（附則）

1. 変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、令和5年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、令和5年3月1日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。